

鳥取県私立高等学校等hyper-QU実施事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県私立高等学校等hyper-QU実施事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、私立高等学校、私立中学校（以下「私立高等学校等」という。）における心理検査（hyper-QU）の実施を支援することにより、いじめの早期発見と生徒へのきめ細やかな指導に役立て、いじめの解消に繋げることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、私立高等学校等を設置する学校法人が行う別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について、当該学校法人に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第3欄に定める率を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額又は2割以上の減額に係るもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から10日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月17日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行し、令和元年度（平成31年度）の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費	3 補助率
hyper-QU実施事業	hyper-QUの実施に要する経費 ※ただし、高校3年生に係る経費を除く	1 / 2

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県私立高等学校等hyper-QU実施事業計画（報告）書

1 事業計画の内容

区 分		人数 (人)a	単価 (円)b	補助対象経費 (円) c=a×b	県補助所要額 (円) c×1/2	備考 (実施(予定)日等)	
中学校	1年（回目）				/		
	2年（回目）						
	3年（回目）						
	1年（回目）						
	2年（回目）						
	3年（回目）						
高等学校	1年（回目）						
	2年（回目）						
	1年（回目）						
	2年（回目）						
計							

(1) 交付申請時には、見積書を添付すること。

(2) 実績報告時には、補助対象経費、実施実績（人数、実施日等）が確認できる書類を添付すること。

2 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県私立高等学校等hyper-QU実施事業 収支予算書（決算書）

1 収入の部

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額 （本年度決算額）	増 減 （ 差 異 ）
計			

2 支出の部

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額 （本年度決算額）	増 減 （ 差 異 ）
計			

年 月 日

様

職 氏 名 印

年度鳥取県私立高等学校等hyper-QU実施事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県私立高等学校等hyper-QU実施事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、〇〇〇とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、〇〇〇とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県私立高等学校等hyper-QU実施事業補助金交付要綱（平成25年4月17日付第201300006243号地域振興部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。